

事務連絡
令和3年12月23日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いの補足等

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

○ 感染拡大傾向時の一般検査事業の適用について

令和3年12月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について」2(2)にある「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、原則として、令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会の「新たなレベル分類の考え方」にあるレベル2相当以上の感染状況において適用することを想定することとしているところです。

この点について、B.1.1.529系統の新たな変異株（オミクロン株）の市中感染が確認される状況にあつては、オミクロン株に関する更なる科学的知見が得られるまでの間の当面の対応として、厚生労働省がオミクロン株対応に係る行政検査についてお示ししている「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえた対応を行っていただくほか、都道府県の感染状況がレベル2相当に達しない場合であっても、特措法第24条第9項等による都道府県知事の要請に基づき、上記の一般検査事業を実施することができることとします。

この場合、都道府県においては、無料化する検査の対象（区域・期間・対象者等）、想定される検査数、予算額が、感染状況や検査能力に照らして感染拡大を防止

する目的に対して合理的・効果的かについて、特措法担当大臣との協議において説明いただくようお願いします。

【照会先】

- (1) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部・西中
寺井・服部・鈴木・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752